

「業務用携帯電話および、 在来線デジタル列車無線 コードレス子機の使用方」

申20号

に関する申し入れ

<2005年段階での確認事項>

列車無線でのやり取りが前提、列車無線難聴区間の対策を精力的に進める

今回の会社説明において業務用携帯電話の電源を常に「入」とし、車外においてデータ通信（メール）も含めた活用方は、乗務員の注意力を奪いかねない事象であり、使い方を一歩間違えればお客さまからも指摘され、事故の要因につながりかねません。その一方で、東日本大震災の教訓として情報収集するために、携帯電話が一つのツールとなっていたことは否めない事実です。

したがって、今後の取扱い方について下記のとおり申し入れました。

【申し入れ項目】

1. 業務用携帯電話の電源を常に「入」とする根拠を明らかにすると共に、乗務員の取り扱いフローを示すこと。
2. 列車無線難聴区間の整備に対する進捗状況を支社毎に明らかにすること。
3. 業務中の連絡手段は列車無線を基本とすること。
4. 異常時・緊急時以外には、休憩時間中の呼び出しなどおこなわないこと。また、おこなった場合は超勤を支払うこと。
5. 異常時・緊急時に限り、業務用携帯電話および在来線デジタル列車無線コードレス子機を車外でも使用できるようにすると共に、その場合の安全対策を具体的に示すこと。
6. 在来線デジタル列車無線エリアに関しては、コードレス子機が使用できることから、業務用携帯電話の電源を「切」として携行すること。
7. 一部支社において山間部で人身事故等が発生した場合、「110番通報」により位置確定する取り扱いがなされているが、本社としての見解を示すこと

安全で安定した輸送確保のため
職場からの議論を深めよう！